

太陽光発電システムの点検商法が増えています



太陽光発電システムの点検に関する相談が全国的に増えています。
定期的なメンテナンスは重要ですが、契約を迫る事業者に対しては、慎重に対応しましょう。



義務なら点検して
もらわないと…

事故が起きない
か不安…



太陽光パネルの点検
が義務化されたので
点検に来ました！

点検したところ、
メンテナンスが必要
ですね。料金は…

注意

- 自宅の太陽光発電システムが点検義務の対象になるかどうかは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度・FIP制度の利用の有無や出力等により異なります。
- 「点検が義務化された」「無料で点検する」などと言って契約を迫るケースが見られます。また、「太陽光パネルが原因で火災が起きている」などと不安をあおり勧誘する業者もいます。
- 太陽光発電システムの点検をきっかけに、屋根などの不要な別工事の契約を迫られる場合もあります。

ポイント

- 事業者から「点検が義務化された」などと言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。わからない場合には、設置事業者等に相談してください。
- 太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せず、複数社から見積もりを取り、点検内容や費用等をよく確認しましょう。
- 特定商取引法上の訪問販売や電話勧誘販売に該当する場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。
- 不安に思った場合には、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン ☎ 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのPiPi」